



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年8月26日金曜日 第1688号

◇ 目次 ◇

医療機関の指定.....	843
指定医療機関の廃止.....	843
指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	844
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	844
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	844
兼用工作物の管理の方法について.....	845
公有水面埋立免許.....	845
道路の供用開始（県道新居浜別子山線）.....	847
道路の区域変更（県道美川松山線）.....	847
道路の区域変更（県道落合久万線）.....	847
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	847
道路の区域変更（県道長浜保内線）.....	848
道路の区域変更（県道長浜保内線）.....	848
道路の区域変更（県道瀬田八田喜停車場線）.....	848
道路の供用開始（ " ）.....	848
道路の区域変更（県道小田河辺大洲線）.....	849
道路の区域変更（一般国道197号）.....	849
道路の区域変更（県道美川小田線）.....	849
道路の供用開始（ " ）.....	849
道路の供用開始（一般国道379号）.....	850
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	850
道路の区域変更（県道奥浦白浦線）.....	850
道路の供用開始（ " ）.....	850
開発行為に関する工事の完了.....	850

公 告

愛媛県立保育専門学校入学生の募集..... 851

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定..... 851

任 免 辞 令

佐藤 秀夫外..... 852

告 示

○愛媛県告示第1568号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成17年8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指 定 番 号	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	名 称	所 在 地	指 定 日
2712	医療法人 福 寿 会	福 田 医 院	西条市丹原町願連寺278	平成17年6月7日
2713	医療法人 岡 宮 眼 科	岡 宮 眼 科	北宇和郡鬼北町大字近永1489-1	平成17年6月7日
2714	松 田 昌 三	松田循環器科内科	西条市三津屋南13-50	平成17年7月8日

2715	宇 和 島 市 長	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	平成17年8月1日
2716	宇 和 島 市 長	宇和島市国民健康保険遊子診療所	宇和島市遊子3627	平成17年8月1日
2717	宇 和 島 市 長	宇和島市国民健康保険下波診療所	宇和島市下波2952-4	平成17年8月1日
2718	宇 和 島 市 長	宇和島市国民健康保険蔣淵診療所	宇和島市蔣淵1119	平成17年8月1日
2719	宇 和 島 市 長	宇和島市国民健康保険戸島診療所	宇和島市戸島2014	平成17年8月1日
2720	宇 和 島 市 長	宇和島市国民健康保険嘉島診療所	宇和島市戸島3981	平成17年8月1日
2721	宇 和 島 市 長	宇和島市国民健康保険日振島診療所	宇和島市日振島17-29	平成17年8月1日
2722	宇 和 島 市 長	宇和島市国民健康保険日振島診療所喜路出張所	宇和島市日振島33-10	平成17年8月1日
2723	宇 和 島 市 長	宇和島市国民健康保険日振島診療所能登出張所	宇和島市日振島41-1	平成17年8月1日
2724	宇 和 島 市 長	宇和島市国民健康保険九島診療所	宇和島市百之浦13-62-1	平成17年8月1日
2725	宇 和 島 市 長	宇和島市立吉田病院	宇和島市吉田町北小路甲217	平成17年8月1日
2726	宇 和 島 市 長	宇和島市立津島病院	宇和島市津島町高田丙15	平成17年8月1日
2727	中 川 学	中川こころのクリニック	今治市北日吉町一丁目2-12	平成17年8月8日
2728	松 野 敏 文	松野内科クリニック	伊予郡松前町大字大間166-1	平成17年8月9日
10637	株式会社 日本サンメディックス	さかろく調剤薬局	八幡浜市向灘字高城229-40	平成17年6月10日
10638	有限会社 アポトライ	いわまつ薬局	宇和島市津島町高田丙542	平成17年8月1日
10639	有限会社 エビスヤ薬局	エビスヤ薬局重信店	東温市志津川171	平成17年8月1日

○愛媛県告示第1569号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成17年8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指 定 番 号	開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	名 称	所 在 地	廃 止 日
2079	福 田 正 夫	福 田 医 院	西条市丹原町願連寺278	平成17年5月31日
2635	岡 宮 史 武	岡 宮 眼 科	北宇和郡鬼北町大字近永1489-1	平成17年5月31日
10598	酒六株式会社	さかろく調剤薬局	八幡浜市向灘字高城229-2	平成17年5月31日

59	宇和島市長	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	平成17年7月31日
68	吉田町長	町立吉田総合病院	北宇和郡吉田町大字北小路甲217	平成17年7月31日
260	宇和島市長	宇和島市国民健康保険遊子診療所	宇和島市遊子3627	平成17年7月31日
434	宇和島市長	宇和島市国民健康保険日振島診療所	宇和島市日振島1729	平成17年7月31日
510	宇和島市長	宇和島市国民健康保険蔭淵診療所	宇和島市蔭淵1119	平成17年7月31日

515	宇和島市長	宇和島市国民健康保険戸島診療所	宇和島市戸島2014	平成17年7月31日
589	宇和島市長	宇和島市国民健康保険下波診療所	宇和島市下波2952-4	平成17年7月31日
669	津島町長	町立津島病院	北宇和郡津島町岩松甲471	平成17年7月31日
1767	宇和島市長	宇和島市国民健康保険九島診療所	宇和島市百之浦1362-1	平成17年7月31日
1066	合田 伝	合田 内科	今治市喜田村六丁目4-12	平成17年8月1日

○愛媛県告示第1570号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年 8月26日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300186117	生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町三丁目1番12号	大川 耕 三	児童居宅介護	コープえひめ訪問介護事業所西条	西条市神拝甲454-2	平成17年8月18日

○愛媛県告示第1571号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年 8月26日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100202114	生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町三丁目1番12号	大川 耕 三	身体障害者居宅介護	コープえひめ訪問介護事業所西条	西条市神拝甲454-2	平成17年8月18日

○愛媛県告示第1572号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年 8月26日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200230114	生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町三丁目1番12号	大川 耕 三	知的障害者居宅介護	コープえひめ訪問介護事業所西条	西条市神拝甲454-2	平成17年8月18日

○愛媛県告示第1573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、大洲市肱川町予子林、大谷、西、宇和川及び名荷谷地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成17年 8月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・風おこし地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間

平成17年 8月29日から 9月27日まで

- 縦覧場所
大洲市役所

○愛媛県告示第1574号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成17年 8月26日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成17年 8月26日から 9月 8日まで

○愛媛県告示第1575号

河川法（昭和39年法律第 167 号）第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び愛媛県松山地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 河川の名称
二級河川長尾谷川水系長尾谷川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
長尾谷川左岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
愛媛県伊予郡松前町大字大溝字飼葉ノ木 100 番 1 地先から同町大字大溝字飼葉ノ木 107 番 1 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 松前町
伊予郡松前町大字筒井 631 番地
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
 - (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成17年 8月26日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1576号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成17年 8月26日

波方港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県
松山市一番町四丁目 4 番地 2
代表者 知事 加戸守行
松山市御宝町 119 番 1
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置
今治市波方町波方字北ノ手甲2622番18から同2533番5を経て同2533番6に至る間の地先公有水面
 - イ 区域

次の 1 点から25点までを順次直線で結んだ線並びに25点と 1 点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位（D . L . + 4 47メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市波方町波方字石持乙 482 番地の 1 国土地理院「長泉寺」四等三角点）は、北緯34度07分10秒0472、東経 132 度57分29秒8545の地点

1 点は、基点から真北 318 度41分46秒839 .48メートルの地点

2 点は、1 点から真北 172 度54分58秒 16 .21 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 169 度17分17秒5 .00メートルの地点

4 点は、3 点から真北 165 度35分54秒 14 .11 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 157 度29分56秒 18 .38 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 151 度12分09秒6 .75メートルの地点

7 点は、6 点から真北 146 度34分56秒 13 .19 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 145 度28分27秒 11 .45 メートルの地点

9 点は、8 点から真北 143 度11分05秒8 .38メートルの地点

10 点は、9 点から真北 142 度04分51秒 20 .82 メートルの地点

11 点は、10 点から真北 140 度34分40秒 18 .91 メートルの地点

12 点は、11 点から真北 139 度28分55秒 10 .29 メートルの地点

13 点は、12 点から真北 139 度04分55秒6 .88メートルの地点

14 点は、13 点から真北 138 度31分07秒6 .88メートルの地点

15 点は、14 点から真北 137 度51分33秒6 .85メートルの地点

16 点は、15 点から真北49度21分09秒5 .65メートルの地点

17 点は、16 点から真北 134 度27分30秒8 .30メートルの地点

18 点は、17 点から真北 134 度27分02秒 12 .76 メートルの地点

19 点は、18 点から真北 134 度27分40秒6 .62メートルの地点

20 点は、19 点から真北 129 度42分22秒 19 .37 メートルの地点

21 点は、20 点から真北 129 度42分15秒8 .83メートルの地点

22 点は、21 点から真北 127 度19分27秒 10 .90 メートルの地点

23 点は、22 点から真北 127 度19分25秒 12 .07 メートルの地点

24点は、23点から真北 127 度19分14秒8.72メートルの地点

25点は、24点から真北 127 度19分27秒5.68メートルの地点

ウ 面積

918.42平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

今治市波方町波方字北ノ手甲2622番18から同2533番5を経て同2533番6に至る間の地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からMM点までを順次直線で結んだ線及びMM点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（今治市波方町波方字石持乙482番地の1国土地理院「長泉寺」四等三角点）は、北緯34度07分10秒0472、東経132度57分29秒8545の地点

A点は、基点から真北 318 度45分51秒847.98メートルの地点

B点は、A点から真北82度43分16秒7.06メートルの地点

C点は、B点から真北 172 度48分04秒24.12メートルの地点

D点は、C点から真北 169 度56分25秒4.49メートルの地点

E点は、D点から真北 165 度38分01秒13.73メートルの地点

F点は、E点から真北 157 度29分59秒17.89メートルの地点

G点は、F点から真北 151 度10分05秒6.57メートルの地点

H点は、G点から真北 146 度51分04秒13.24メートルの地点

I点は、H点から真北 145 度07分52秒11.07メートルの地点

J点は、I点から真北 143 度11分41秒8.34メートルの地点

K点は、J点から真北 142 度04分48秒20.73メートルの地点

L点は、K点から真北 140 度29分21秒21.20メートルの地点

M点は、L点から真北49度37分34秒101.67メートルの地点

N点は、M点から真北 137 度06分44秒103.02メートルの地点

O点は、N点から真北 214 度57分57秒98.13メートルの地点

P点は、O点から真北 288 度28分03秒6.11メートルの地点

Q点は、P点から真北 296 度01分14秒6.64メートルの地点

R点は、Q点から真北 301 度50分02秒7.89メートルの地点

S点は、R点から真北 302 度16分46秒12.12メー

ルの地点

T点は、S点から真北 306 度24分56秒10.90メートルの地点

U点は、T点から真北 309 度09分21秒9.18メートルの地点

V点は、U点から真北 312 度55分14秒20.15メートルの地点

W点は、V点から真北 312 度58分10秒6.86メートルの地点

X点は、W点から真北 315 度43分20秒13.24メートルの地点

Y点は、X点から真北 316 度26分22秒9.09メートルの地点

Z点は、Y点から真北 334 度28分06秒7.04メートルの地点

AA点は、Z点から真北 319 度14分50秒6.97メートルの地点

BB点は、AA点から真北 319 度11分38秒6.88メートルの地点

CC点は、BB点から真北 318 度58分34秒10.35メートルの地点

DD点は、CC点から真北 318 度46分46秒19.04メートルの地点

EE点は、DD点から真北 318 度57分38秒21.01メートルの地点

FF点は、EE点から真北 322 度52分26秒8.45メートルの地点

GG点は、FF点から真北 325 度56分27秒11.62メートルの地点

HH点は、GG点から真北 329 度02分52秒13.66メートルの地点

II点は、HH点から真北 332 度35分07秒7.09メートルの地点

JJ点は、II点から真北 336 度51分33秒19.30メートルの地点

KK点は、JJ点から真北 347 度25分33秒14.80メートルの地点

LL点は、KK点から真北 353 度38分07秒5.19メートルの地点

MM点は、LL点から真北 355 度16分23秒20.05メートルの地点

ウ 面積

13,890.26平方メートル

3 埋立地の用途

ふ頭用地 約 510平方メートル

道路用地 約 220平方メートル

水路用地 約 5平方メートル

胸壁用地 約 70平方メートル

護岸用地 約 110平方メートル

4 埋立免許年月日

平成17年 8月23日

○愛媛県告示第1577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町645番6	平成17年 8月26日

○愛媛県告示第1578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町上畑野川乙380番9から 同町上畑野川乙207番3地先まで	旧	メートル 3.7~47.5	キロメートル 0.367	
			新	3.7~47.5 8.2~50.5	0.367 0.175	
"	"	上浮穴郡久万高原町上畑野川乙207番3地先から 同町上畑野川乙207番3地先まで	旧	4.0~8.0	0.096	
			新	7.5~35.0	0.075	

○愛媛県告示第1579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲2772番地先から 同町直瀬甲2888番1地先まで	旧	メートル 3.5~9.4	キロメートル 0.095	
			新	8.0~31.5	0.095	
"	"	上浮穴郡久万高原町直瀬甲2888番1地先から 同町直瀬甲2884番1地先まで	旧	4.5~7.5	0.013	
			新	4.5~11.5	0.013	
"	"	上浮穴郡久万高原町直瀬甲2851番3地先から 同町直瀬甲3242番2地先まで	旧	4.5~13.5	0.133	
			新	8.2~30.0	0.133	

○愛媛県告示第1580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町名荷谷3104番 2 から 同町名荷谷3097番 4 まで	旧	メートル 3.8～7.6	キロメートル 0.460	
			新	7.3～29.8	0.456	

○愛媛県告示第1581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	大洲市穂積乙360番地27から 同市穂積乙360番32まで	旧	メートル 5.0～85.0	キロメートル 0.150	
			新	10.0～95.0	0.150	

○愛媛県告示第1582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	大洲市穂積乙360番地18から 同市穂積乙363番 4 まで	旧	メートル 4.5～13.0	キロメートル 0.150	
			新	14.0～29.0	0.150	

○愛媛県告示第1583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市上須戒丙56番 7 から 同市上須戒丙55番12まで	旧	メートル 4.6～13.8	キロメートル 0.090	
			新	15.6～43.1	0.090	

○愛媛県告示第1584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市上須戒丙56番 7 から 同市上須戒丙55番12まで	平成17年 8月26日

○愛媛県告示第1585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂4278番4から 同町山鳥坂4250番1地先まで	旧	メートル 4.1～77.3	キロメートル 0.437	
			新	12.5～77.3	0.453	

○愛媛県告示第1586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市菅田町宇津乙450番3から 同町宇津乙2928番2まで	旧	メートル 15.9～21.8	キロメートル 0.026	
			新	21.0～51.7	0.026	

○愛媛県告示第1587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川小田線	喜多郡内子町中川2061番2から 同町中川2064番まで	旧	メートル 15.2～22.0	キロメートル 0.050	
			新	15.2～30.6	0.050	
"	"	喜多郡内子町中川2097番6から 同町中川2089番6まで	旧	13.8～18.4	0.014	
			新	13.8～24.4	0.014	

○愛媛県告示第1588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	喜多郡内子町中川2061番2から 同町中川2064番まで	平成17年 8月26日
"	"	喜多郡内子町中川2097番6から 同町中川2089番6まで	"

○愛媛県告示第1589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	379号	喜多郡内子町大瀬中央4241番から 同町大瀬中央4313番地先まで	平成17年 8月26日

○愛媛県告示第1590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦22番10から 同町亀浦25番11まで	平成17年 8月26日

○愛媛県告示第1591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	奥浦白浦線	宇和島市吉田町奥浦字奥ノ谷甲387番32から 同字甲427番6まで	旧	メートル 12.0～87.0 5.4～106.8	キロメートル 0.493 0.737	
			新	12.0～87.0	0.493	

○愛媛県告示第1592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	奥浦白浦線	宇和島市吉田町奥浦字奥ノ谷甲387番32から 同字甲427番6まで	平成17年 8月26日

○愛媛県告示第1593号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17西建管第594号 平成17年 8月 8日	西条市船屋字蛭子谷乙 5 番30	西条市西田甲598番地 5 河 野 一 郎
17松局建(開)第28号 平成17年 8月11日	伊予郡松前町大字筒井字金平597番 2、597番 3、598番 2、598番 3、599番 2 及び599番 3	松山市余戸東五丁目 1 番10号 四国セキスイハイム株式会社 代表取締役 永 岡 猛 志

公 告

○公 告

愛媛県立保育専門学校入学生の募集について

平成18年度愛媛県立保育専門学校入学生を次のとおり募集する。

平成17年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 修業年限及び定員

- (1) 修業年限 2年
- (2) 募集定員 50人

2 入学資格

次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中等学校令による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者(平成18年 3月卒業見込みの者を含む。)若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校を修了した者を含む。)又は文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者
- (2) 満18歳以上の者であって、児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事したもの

3 入学手続

(1) 提出書類

ア 保育専門学校入学願書(最近6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦7センチメートル横5センチメートルの写真をはること。)

イ 受験資格を証明する書類

ウ 最終卒業学校の学業成績証明書

(2) 書類提出先

〒790 0824

松山市御幸二丁目 3 番41号

愛媛県立保育専門学校

(3) 入学願書の提出期間

平成18年 1月10日(火)から 1月23日(月)までの執務時間中とする。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 入学試験

(1) 試験内容

ア 筆記試験(3科目)

国語(国語Ⅰ)、数学(数学Ⅰ)、英語(英語Ⅰ)

イ 人物考査

ウ 能力テスト

リズム(歩く、スキップ、かけっこのリズム)

音楽

器楽 バイエル(60番から80番の中から当日指定)及び自由曲 1 曲

声楽 ①「早春賦」(中田章作曲)変ホ長調・ヘ長調

②「帰れソレントへ」(デ・クルティス作曲)ハ短調

中学音楽教科書より

(以上2曲の内1曲を当日指定。何調で歌うか、日本語かイタリア語で歌うかは自由選択。ただし、上記の調以外で歌う場合は、平成18年 1月20日(金)必着にて伴奏楽譜を提出のこと。)

(2) 試験場所

愛媛県立保育専門学校

(3) 試験実施期日

平成18年 2月 8日(水)から 2月10日(金)の3日間
開始時間は午前 9 時

5 合格発表

平成18年 2月23日(木)愛媛県立保育専門学校に掲示(午前 9 時)するとともに、本人に通知する。愛媛県のホームページ(ホームページアドレス <http://www.pref.ehime.jp/>)にも掲載する。

6 授業料

無料

7 卒業後の資格

保育士となる資格が得られる。

8 その他

詳細は、返信用切手同封の上、愛媛県立保育専門学校へ照会すること。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号(他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。)の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成17年 8月26日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
介護老人保健施設	介護老人保健施設あすなろ	今治市伯方町北浦甲2289 - 1

任 免 辞 令

○任免辞令

7月31日

愛媛県事務吏員 佐 藤 秀 夫

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)

技術主任 柴 田 鈴 江

願により職務を解く

8月1日

加 藤 勝

愛媛県事務吏員に任命する

行政職10級を命ずる

農林水産部農業振興局長を命ずる